

北海道地方年金記録訂正審議会第1部会(第7回)議事要旨

1 日 時 平成27年10月1日(木) 13時30分から16時まで

2 場 所 北海道厚生局第一会議室

3 出席者 中田部会長、前田部会長代理、小林委員、赤塚委員

4 議 題

- (1) 処分案等の審議
- (2) 諮問案件の審議

5 会議経過

- (1) 処分案等の審議(厚生年金保険 1件)

厚生年金保険事案1件について、部会として1件の年金記録を訂正する必要はないと決定した。

- (2) 諮問案件の審議(厚生年金保険 3件)

諮問案件について審議を行った。

審議に当たっては、諮問案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態などについて審議を行い、それらを総合考慮し申請を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

北海道地方年金記録訂正審議会第2部会(第10回)議事要旨

1 日 時 平成27年10月14日(水) 13時30分から15時まで

2 場 所 北海道厚生局第一会議室

3 出席者 本間部会長、千田部会長代理、江川委員、宮元委員

4 議 題

- (1) 処分案等の審議
- (2) 諮問案件の審議

5 会議経過

- (1) 処分案等の審議(国民年金 2件)

国民年金事案2件について、部会として1件の年金記録を訂正する必要があると決定し、1件の年金記録を訂正する必要はないと決定した。

- (2) 諮問案件の審議(国民年金 1件)

諮問案件について審議を行った。

審議に当たっては、諮問案件について、加入実態や被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申請を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

北海道地方年金記録訂正審議会第3部会(第8回)議事要旨

- 1 日 時 平成27年10月14日(水) 13時30分から14時30分まで
- 2 場 所 北海道厚生局第二会議室
- 3 出席者 増谷部会長、星部会長代理、大平委員、荒委員
- 4 議 題
 - (1) 処分案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 処分等案の審議(厚生年金保険 2件)
厚生年金保険事案2件について、部会として2件の年金記録を訂正する必要があると決定した。

北海道地方年金記録訂正審議会第1部会(第8回)議事要旨

- 1 日 時 平成27年10月15日(木)13時30分から16時まで
- 2 場 所 北海道厚生局第一会議室
- 3 出席者 中田部会長、前田部会長代理、小林委員、赤塚委員
- 4 議 題
 - (1) 処分案等の審議
 - (2) 諮問案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 処分案等の審議(厚生年金保険 2件)

厚生年金保険事案2件について、部会として2件の年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (2) 諮問案件の審議(厚生年金保険 1件)

諮問案件について審議を行った。
審議に当たっては、諮問案件について、保険料控除の有無や加入実態などについて審議を行い、それらを総合考慮し申請を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

北海道地方年金記録訂正審議会第2部会(第11回)議事要旨

1 日 時 平成27年10月28日(水)13時30分から14時30分まで

2 場 所 北海道厚生局第一会議室

3 出席者 本間部会長、千田部会長代理、江川委員、宮元委員

4 議 題

(1) 処分案等の審議

5 会議経過

(1) 処分案等の審議(国民年金 1件)

国民年金事案1件について、部会として1件の年金記録を訂正する必要はないと決定した。

北海道地方年金記録訂正審議会第3部会(第9回)議事要旨

1 日 時 平成27年10月28日(水) 13時30分から14時30分まで

2 場 所 北海道厚生局第二会議室

3 出席者 増谷部会長、大平委員、荒委員

4 議 題

(1) 諮問案件の審議

5 会議経過

(1) 諮問案件の審議(厚生年金保険 1件)

諮問案件について審議を行った。

審議に当たっては、諮問案件について、保険料控除の有無や加入実態などについて審議を行い、それらを総合考慮し申請を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

北海道地方年金記録訂正審議会第1部会(第9回)議事要旨

1 日 時 平成27年10月29日(木) 13時30分から15時まで

2 場 所 北海道厚生局第一会議室

3 出席者 中田部会長、前田部会長代理、小林委員、赤塚委員

4 議 題

(1) 処分案等の審議

5 会議経過

(1) 処分案等の審議(厚生年金保険 3件)

厚生年金保険事案3件について、部会として2件の年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。